

自動車事故被害者への生活、治療、介護の支援

事業名	事業の概要	実績(平成16年度)	支給実績(平成16年度)	支給額
重度後遺障害者の介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の者への介護料の支給を行う。	3,921人	25億3,200万円	別紙
重度後遺障害者の短期入院費助成	介護料受給資格者が短期間の治療及び養護を受けるため病院等に入院した場合、入退院時の患者移送費等として自己負担した額につき限度額まで支給を行う。	延べ354人	1,000万円	入院日額 10,000円 最大年 300,000円
遷延性意識障害者の療護施設運営	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の者で最重度の者への適切な治療と看護を行う。	230床 千葉、東北、岡山、中部の4箇所	24億3,200万円 病院に対する委託費の合計	-
交通遺児の生活資金貸付	交通事故が原因で保護者が死亡もしくは重度の後遺障害を残すこととなったため生活が困窮している家庭の子女に対して義務教育終了までに経済的援助を行う。	1,457人	3億4,100万円	一時金 155,000円 月額 20,000円 入学支度金 40,000円(希望者)
交通遺児の育成基金運営	交通遺児が損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの中から育成基金へ拠出金を支払うことにより、育成基金が国や民間等からの援助金を加え運用し、払い込まれた拠出金等を取り崩しながら養育資金として給付金の支給を行う。	1,674人	10億2,100万円	0～6歳 月額32,000円 6～9歳 月額40,000円 9～12歳 月額45,000円 12～15歳 月額55,000円 15～19歳 月額70,000円
交通遺児の授業料減免	高等学校に在学する交通遺児等で、経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。	1,054人	1億3,100万円	月額 公立 9,600円 私立 13,500円

(別紙)

分類 (支給月額)	病状程度	自賠責等級との対応 (別表第一)
特 種 (136,880円～ 68,440円)	最重度 等級第一級のうち下記症状に該当する者 【脳損傷の場合】 自力移動が不可能 自力摂食不可能 尿尿失禁状態 眼球はかろうじて物を追うこともあるが認識不可能 声を出しても意味のある発言は全く不可能 簡単な命令にはかろうじて応ずるが意志の疎通は不可能 【脊髄損傷の場合】 上記～ 人工介添呼吸が必要な状態	別表第一 1級 1号 脳・脊髄 2号 胸腹部臓器
種 (108,000円～ 58,750円)	常時要介護 一 神経系統の機能又は精神に著しい傷害を残し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい傷害を残し、常に介護を要するもの	
種 (54,000円～ 29,290円)	随時要介護 一 神経系統の機能又は精神に著しい傷害を残し、随時介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい傷害を残し、随時介護を要するもの	別表第一 2級 1号 脳・脊髄 2号 胸腹部臓器